

就労訓練事業「中間的就労」の 認定にあたって



就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」とは？

一般就労(一般労働市場における自律的な労働)と、いわゆる福祉的就労(障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業等)との間に位置する就労(雇用契約に基づく労働および一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの)形態として位置付けられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもので、「生活困窮者自立支援法」に規定されております。

当該事業は、民間事業者の自主事業として進められるものであり、社会貢献活動という側面がある一方で、現在人員の足りていないさまざまな職種における人材確保に繋げることができます。



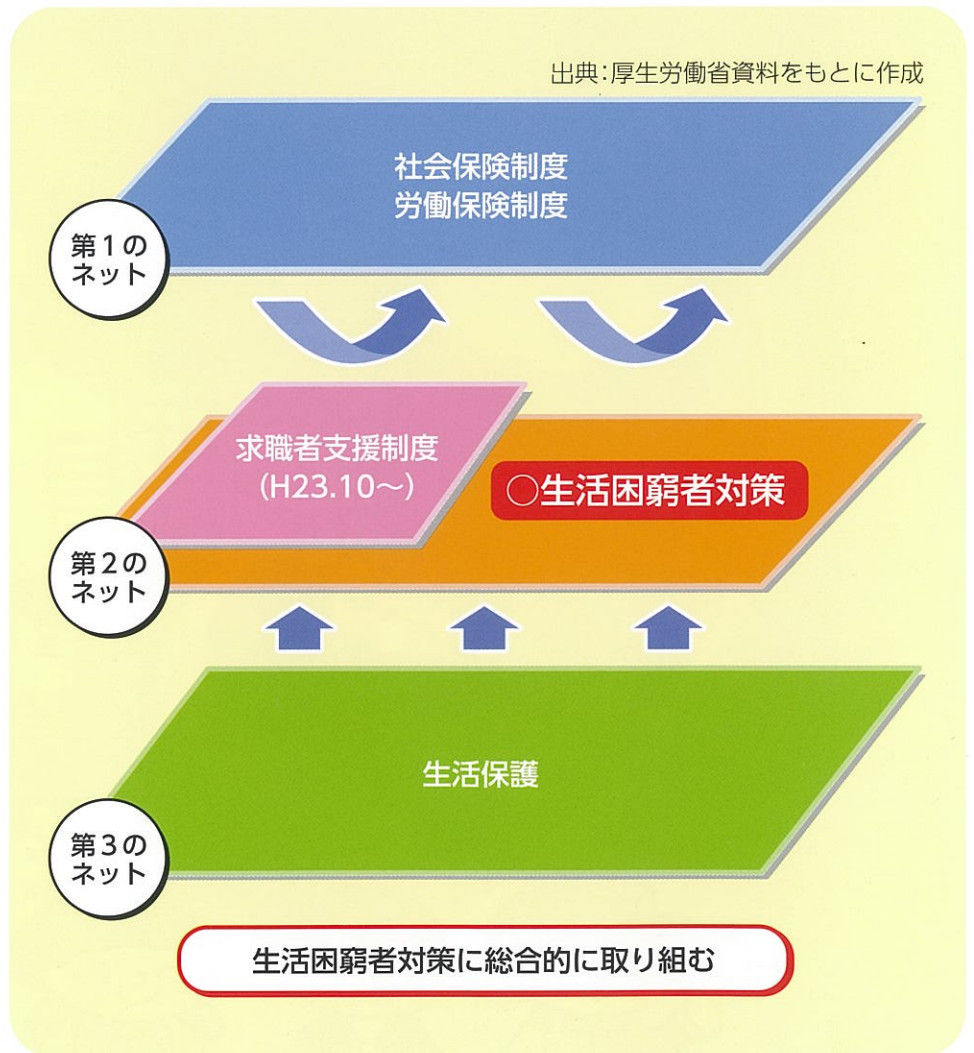
「生活困窮者自立支援法」とは？

1. 制度の概要

生活困窮者自立支援法は、平成25年12月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。この法律は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としております。

これまでの日本社会は、安定的な雇用を土台とした「第一のセーフティネット」が機能し、最終的には、「第三のセーフティネット」である生活保護制度が国民に安心を提供してきました。しかし、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮者や生活保護受給者の増大により、国民生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となってきました。

本制度は、これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第二のセーフティネット」を拡充するものです。



2. 制度における就労訓練事業の位置付け

当制度では、生活困窮者一人ひとりの状況に応じ、住居確保給付金の支給や就労支援等の法に基づく支援を実施する他、他制度の活用や関係機関と連携したさまざまな支援を包括的かつ継続的に実施していきます。

就労訓練事業(中間的就労)は、当制度における就労支援の一つで、自立相談支援事業の実施機関におけるアセスメントにおいて、就労訓練事業の実施が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者に対して、支援付きの就業の機会の提供などを行います。



新たな生活困窮者自立支援制度

出典：厚生労働省資料

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外にさまざまな支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

早期就労が見込まれる者

◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◆ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあっせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

就労訓練事業(中間的就労)の対象となる人はどんな人?

就労訓練事業の対象となる者は、以下の①および②のいずれも満たす者となります。

- ①自立相談支援事業の実施機関におけるアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者。
- ②行政(福祉事務所設置自治体)による支援決定を受けた者。



就労訓練事業を実施するには?

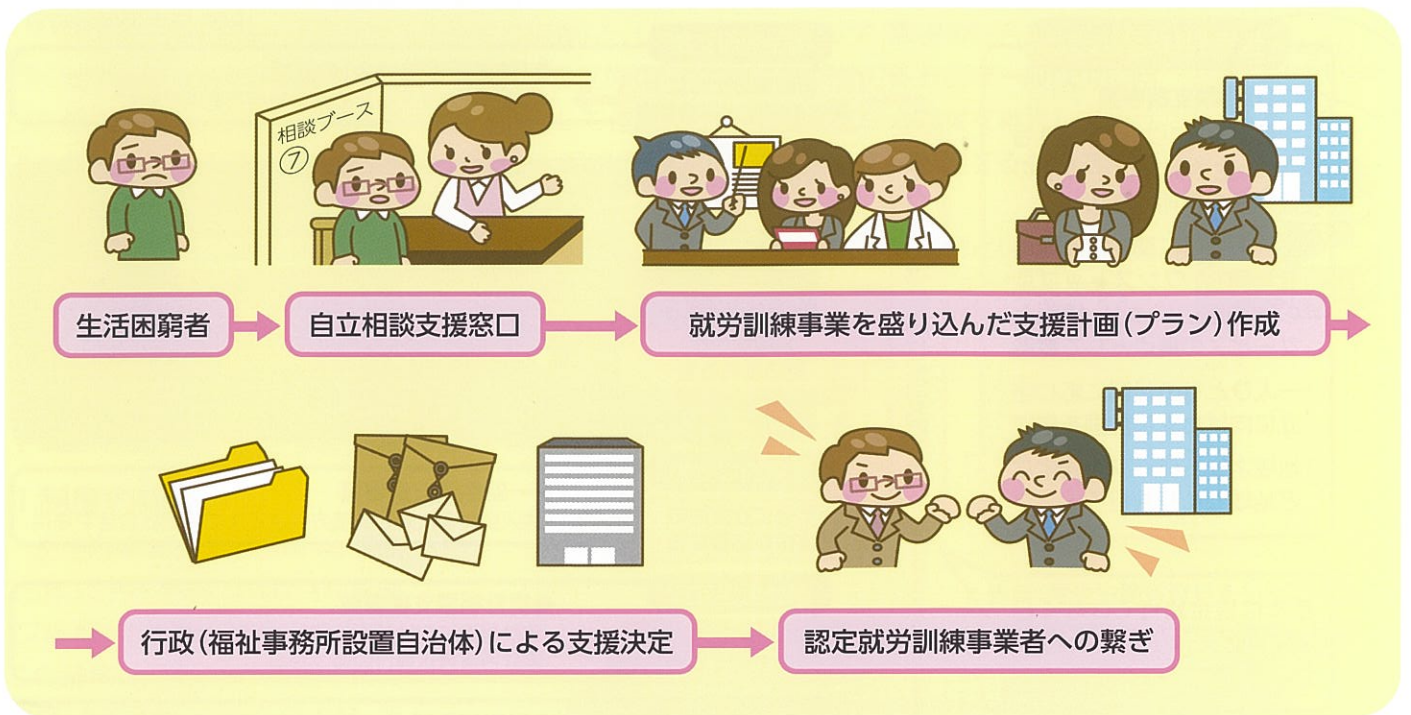
生活困窮者自立支援法に基づき、沖縄県または那覇市の認定を受ける必要があります。

〈認定基準〉

1. 法人格を有すること。
2. 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
3. 自立相談支援事業の実施機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
4. 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
5. 生活困窮者自立支援法施行規則第21条第1項第1号ホ(1)から(9)のいずれにも該当しない者であること。
6. 7に掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
7. 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ①利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - ②利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ③自立相談支援事業の実施機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - ④①から③までに掲げるもののほか、利用者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。
8. 利用者(非雇用型)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。
9. 事業(非雇用型)の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。



〈生活困窮者が就労訓練事業を受けるまでの主な流れ〉



就労訓練事業(中間的就労)の認定に係る問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 098-866-2177